

住民税非課税者

子育て世帯主

を対象に

大治町プレミアム付商品券を販売します

令和元年10月に予定されている消費税等の引き上げに伴い、消費に与える影響の緩和と地域の消費を下支えするため、住民税非課税の方・子育て世帯の方を対象に販売いたします。

対象①

平成31年度住民税非課税者

- 課税基準日：平成31年1月1日
- 平成31年度住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族・生活保護の被保護者等を除く

対象②

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子のいる世帯の世帯主

役場への申請が必要です

対象となりうる方は町から住民税が課税されていない旨のお知らせと一緒に申請書が同封されています。(9月上旬に送付予定)

申請期限 12月13日(金)

申請方法 役場 産業環境課へ郵送、または、役場 産業環境課窓口で申請書を提出してください。

申請は不要です

9月中旬から順次、対象者に**購入引換券**が届きます ※商品券ではありません

購入方法 購入引換券と身分証明書等をご持参の上、希望額をご購入ください。

1冊(5,000円分 500円×10枚)を4,000円で販売します。

購入上限 対象①：購入対象者1人につき5冊(25,000円分)まで

対象②：対象となる子ども1人につき5冊(25,000円分)まで

購入場所 役場

購入期間 10月1日(火)～令和2年2月21日(金)

利用期間 10月1日(火)～令和2年3月1日(日)

※利用可能な店舗は募集中のため今後お知らせします。

問合せ先

役場 産業環境課
内線124・154



歯の健康講座

海部歯科医師会

「歯科から考える防災グッズ」

皆さんもすでにご存じの通り、日本の風土と災害は、切っても切り離せない関係にあります。

今日の日本では、災害に対する防衛策として、お住まいの耐震補強や避難場所の確保、自分や家族を守るための防災グッズの準備など、日頃から考え準備しておくべき項目が山積みです。

今回は、数ある項目の中から防災グッズについて考えていきたいと思います。

さて、一口に防災グッズと言っても、その地域や環境によって準備するものはさまざまです。どんなものをどれだけ用意しておけばいいのか迷ってしまうことと思います。ついつい既存の防災グッズを購入して、度々中身をチェックしていない、という方も少なからずいるのではないのでしょうか。

こんな時、歯科の観点からアドバイスさせていただくなら、口腔ケア用品については、既にセットになっているものではなく、皆さんが日頃から使用している使い勝手のよいものに交換していただく事が望ましいと考えています。

例えば、親知らず周りを磨くための小ぶりなヘッドのブラシ、義歯を使用している方の義歯ブラシ、食物残渣によって歯肉に炎症が起きやすい方には歯間ブラシやデンタルフロス、というように個々の口腔環境により使用するケア用品はさまざまです。既存のセットでは満足な口腔ケアが出来ないのがほとんどではないでしょうか。もし、被災してしまった後、不慣れた生活環境と不十分な口腔ケアでは、さまざまな病的症状を回避することは難しくなるでしょう。

口腔環境はまさに十人十色であり、使用する口腔ケア用品の形やサイズなど自分に合ったものに事前に交換しておくことが大切で、口腔環境の変化に対応するため定期的な防災グッズのチェックをするのも忘れてはなりません。

歯科に限らず、日々刻々と変化していく体の状況なども考え、一度ご家庭の防災グッズを見直し、もし被災してしまった場合でも、ご自身やご家族の健康を維持していけるような個々に合った準備を日頃から考えておくことが重要なのです。